

裁 決 書

審査請求人

処分庁

平成29年7月27日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成29年5月2日付けで審査請求人に対し行った生活保護費返還処分は、これを取り消す。

事 案 の 概 要

1

2

(1)

[Redacted]

(2) [Redacted]

[Redacted]

3 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

4 [Redacted]

(1) [Redacted]

[Redacted]

(2) [Redacted]

[Redacted]

5 [Redacted]

(1) [Redacted]

[Redacted]

(2) [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(3) [Redacted]

6 [Redacted]

[Redacted]

(1) [Redacted]

[Redacted]

ア [Redacted]

イ [Redacted]

ウ

エ

(2)

7

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張（審査請求書及び反論書）

請求人は、次のとおり、原処分は違法又は不当であると主張している。

(1) 法第63条の返還決定に際しては自立更生費の有無を考慮すべきであるところ、請求人には、 の歯科矯正費等、自立更生費として認められるべき各経費があり、処分庁には事前相談を行っていたにもかかわらず、原処分では何ら考慮されていない。

(2) 原処分は、判断要素の選択に合理性を欠いており、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くから違法である。

2 処分庁の主張（弁明書）

(1) 請求人からは自立更生費用について事前の相談がなく、また、事前相談がなかったことについてやむを得ない事由も認められない。

(2) 原処分は法令に基づく適法なものであり、請求人の主張には理由がない。

理 由

1 法令等の規定について

(1) 法令の規定について

ア 保護の原則等

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとされている（法第4条第1項）。

イ 被保護者の義務等

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

(2) 処理基準について

保護の決定に係る事務（法第63条の規定により処理することとされている事務）等は、第一号法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号及び別表第1）とされているから、厚生労働大臣は、同法第245条の9第1項及び第3項に基づき、その基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）を定めており、これを踏まえ「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）及び「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）が定められている。

(3) 法第63条に関する処理基準について

ア 法第63条は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とするべきとされているが（問答集第13の5(1)）、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合は、一定の範囲において、本来の要返還額から控除して返還額を

決定する取扱いとして差し支えないとされている（同(2)）。

イ ただし、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮し、厳格に対応することが求められるとして、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされている（課長通知1(2)）。

2 判断

(1) 原処分について

ア 前記1(3)のとおり、法第63条は、原則としてその資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとするが、世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合は一定額を返還額から控除する取扱いとすることができるとし、返還額の決定を保護の実施機関の裁量に委ねている。

本件において、請求人世帯が本件遡及年金を受領した事実について争いはない。そうすると、処分庁としては、まず、請求人世帯の自立更生に当てられるべき費用の有無を確認し、本件遡及年金の全額を返還額とすることが請求人世帯の自立を著しく阻害するかどうかを検討し、その際、併せて、定期的に支給される年金が全額収入認定されることとの公平性にも留意して、自立更生に係る費用を控除することに真にやむを得ない理由があるかについても検討して、返還額を決定すべきものといえる。

イ そこで本件の事実経過を具体的にみると、処分庁は、平成29年4月27日に本件遡及年金の受給を確認し（前記「事案の概要」の2(1)）、請求人及び■に対して、本件遡及年金は全額返還が必要であり、考慮して欲しい事情がある場合は事前に相談するよう説明し（同(2)）、その翌日の同月28日、■から本件遡及年金の一部を家計に当てたいとの申立てを受けたものの、同日中に本件遡及年金について法63条に基づく返還決定を行ったことが認

められる(同3)。

一方、処分庁は、原処分の後、請求人からの納付の猶予等の申立てに対して(同4(1)及び同5(1))、家電の見積書を提出するよう指導していること(同5(3))、請求人代理人からの自立更生費の取扱いに係る照会(同6(1))に際して、■■■■の歯科矯正費に係る費用(同6(1)ア)は、医師の意見書等の提出があれば、原処分の納付方法について検討する余地があると回答している(同6(2))ことが認められる。

ウ 以上の事実経過、とりわけ、■■■■から本件遡及年金の一部を家計に当てたいとの申出があったにもかかわらず、その日のうちに既に原処分を行っている事情を踏まえると、処分庁は、原処分に至るまでの間、請求人世帯において、自立更生に係る費用があるかどうか、それらの費用を控除しないで全額を返還させることが請求人世帯の自立を著しく阻害するかどうかについて十分に検討したのか疑わしく、また、そのような検討をしたとの記録もないことから、原処分はその判断の過程において考慮すべきものを考慮しないで行われたものであると言わざるを得ない。

また、処分庁は原処分後、家電の購入及び■■■■の歯科矯正に係る費用については、見積書の提出を指導するなど、自立更生に係る費用として検討する余地もある旨の対応をしているにもかかわらず、本件において、処分庁から提出された資料によると、当該費用が自立更生に係る費用であるかについて、組織的な検討を行ったとの記録もない。仮に、これらの要素が考慮された場合には、請求人世帯による申出額が全額控除されることになるかどうかはともかく、少なくともその返還額が異なった結果になる可能性もあることを指摘せざるを得ない。

エ したがって、原処分は判断の過程において、考慮すべき事情を考慮せず、その内容が法第63条の趣旨又は処理基準に照らして著しく妥当性を欠くものであり、裁量権の逸脱又は濫用のおそれがある処分であると言わざるを得ない。

得ない。

(2) 原処分の取消について

以上のとおり、原処分は不当な処分であり、処分庁は改めて請求人から自立更生に係る費用の内容を確認し、これを返還額から控除することにつき真にやむを得ない理由があるかどうかを検討し、その返還額を再決定すべきであるから、これらの手続を行うため、原処分は、その余の点について判断するまでもなく取り消されるべきである。

(3) 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があることから、主文のとおり裁決する。

平成30年3月6日

審査庁 北海道知事 高橋 はるみ

